

Q.観光コンテンツとはなにですか？

A. 観光庁のホームページに with/after コロナ期における滞在コンテンツ造成のためのナレッジ集が公開されておりますので、参考にしてください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000187.html

Q.どのような観光コンテンツを募集しているのですか？

A.奈良市の観光の課題（滞在時間の延長、宿泊の促進、観光消費額の増加、域内消費の促進）を解決する斬新で、画期的な観光コンテンツを募集します。

Q.観光コンテンツはいくつまで申請出来ますか。

A.1つの民間事業者、観光関連団体等につき1件です。

Q.申請する書類に押印は必要ですか。

A.押印は不要です。

Q.民間事業者とはどのようなものですか？

A.民間事業者（法人及び個人事業主）、観光関連団体等となります。募集要領第3条2項をお読みください。

Q 観光関連団体とはどのようなものですか？

A. 募集要領第3条3項をお読みください。

Q.補助の対象となる経費はなにですか。

A.謝金、賃金、通信運搬費、委託料、賃借料・使用料、旅費、消耗品費、備品購入費となります。その他詳しくは、募集要領第8条をお読みください。

Q.交付決定はいつ頃になる予定ですか。決定前に事業に着手する事は出来ますか。

A.11月上旬の予定です。また、交付決定前に事業に着手することは可能ですが、交付が下りない場合もありますので、ご注意ください。

Q.事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A.実績の報告は、事業終了の日から1ヶ月が経過した日又は令和4年2月28日のいずれか早い日となります。